属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件 (平成十四年三月金融庁告示第三十八号) 保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従

| 改正案 | 現行 |
|----------------------------------|---------------------------------|
| (保険会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社等の | (保険会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社等の |
| ために営む従属業務等に関する基準) | ために営む従属業務等に関する基準) |
| 第二条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を行う外国の会社の | 第二条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を行う外国の会社の |
| 行う業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又 | 行う業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又 |
| はその子会社等(当該保険会社の特定保険子会社、保険持株特定保 | はその子会社等(当該保険会社の特定保険子会社、保険持株特定保 |
| 険子会社、保険会社集団又は保険持株会社集団(規則第五十六条第 | 険子会社、保険会社集団又は保険持株会社集団(規則第五十六条第 |
| 四項第三号に規定する保険持株会社集団をいう。次項において同じ | 四項第三号に規定する保険持株会社集団をいう。次項において同じ |
| 。) をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。) の行う業 | 。)をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。)の行う業 |
| 務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基 | 務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基 |
| 準とする。 | 準とする。 |
| 一 (略) | 一 (略) |
| 規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社 | 規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社 |
| は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。 | は、当該保険会社及びその子会社(当該保険会社により総株主等 |
| イ 当該保険会社及びその子会社 (当該保険会社により総株主等 | の議決権の総数を保有されているものに限る。)により、その総 |
| の議決権の総数を保有されているものに限る。) により、その | 株主等の議決権の総数(法令により当該議決権の数について一の |
| 総株主等の議決権の総数(法令により当該議決権の数について | 会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限 |
| 一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはそ |)を保有されている会社であること。 |
| の上限)を保有されている会社であること。 | |

当該保険会社及びその子会社 (当該保険会社により総株主等の 議決権の総数を保有されている者に限る。) が資金を供給して いる会社であること。 当該会社の資金調達額の総額の百分の五十以上の額について

2 の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に 社集団 (以下この項において、「保険会社に係る集団」という。) 会社等及び他の保険会社又はその保険会社集団若しくは保険持株会 前項の従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子 2

掲げる基準とする。 (略)

規則第五十六条の一 |第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社

次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。

Ιţ

の上限)を保有されている会社であること。 総株主等の議決権の総数 (法令により当該議決権の数について の議決権の総数を保有されているものに限る。 当該保険会社及びその子会社 (当該保険会社により総株主等 の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはそ)により、 その

П 当該保険会社及びその子会社 (当該保険会社により総株主等の いる会社であること。 議決権の総数を保有されている者に限る。)が資金を供給して 当該会社の資金調達額の総額の百分の五十以上の額について

> 会社等及び他の保険会社又はその保険会社集団若しくは保険持株会 の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に 社集団 (以下この項において、「保険会社に係る集団」という。) 掲げる基準とする。 前項の従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子

(略)

会社が保有できる範囲が定められている場合においてはその上限 株主等の議決権の総数(法令により当該議決権の数について一の の議決権の総数を保有されているものに限る。)により、 は、当該保険会社及びその子会社 (当該保険会社により総株主等 を保有されている会社であること。 規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社 その総

に関する基準)(保険会社の従属業務を営む会社が保険会社のために営む従属業務

(略)

二 規則第五十六条の二第一項第二十三号に掲げる業務を営む会社

は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。

一の会社が保有できる範囲が定められている場合においてはそ総株主等の議決権の総数(法令により当該議決権の数についての議決権の総数を保有されているものに限る。)により、そのの議決権の総数を保有されているものに限る。)により、その

の上限)を保有されている会社であること。

集団のために営む従属業務等に関する基準)(保険会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社の保険持株会社

行う業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会第七条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を行う外国の会社の

に関する基準)(保険会社の従属業務を営む会社が保険会社のために営む従属業務

めにその業務を営んでいるかどうかの基準は次に掲げる基準とするめに従属業務を営む会社が、主として当該保険会社の行う業務のた第六条 法第百六条第四項の場合において、保険会社の行う業務のた

(略)

集団のために営む従属業務等に関する基準)(保険会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社の保険持株会社

| 行う業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会||第七条||保険会社、少額短期保険業者又は保険業を行う外国の会社の

る基準とする。 う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げ定する保険持株会社集団をいう。以下この項において同じ。) の行社の保険持株会社集団(規則第二百十条の七第一項第一号の二に規

(略)

は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。 規則第二百十条の七第二項第二十三号に掲げる業務を営む会社

供給している会社であること。
株主等の議決権の総数を保有されている者に限る。)が資金を当該保険持株会社及びその子会社(当該保険持株会社により総当該会社の資金調達額の総額の百分の五十以上の額について

る基準とする。 う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げ定する保険持株会社集団をいう。以下この項において同じ。)の行社の保険持株会社集団(規則第二百十条の七第一項第一号の二に規

(略)

則第二百十条の七第一項第一号の二に規定する保険持株会社集団を決持株会社集団(規則第五十六条第四項第三号に規定する保険持株会社集団(規則第五十六条第四項第三号に規定する保険持株会社集団をいう。)及び保険会社(当該保険持株会社の子会験持株会社集団(規則第二百十条の七第一項第一号の二に規定する保持株会社集団(規則第二百十条の七第一項第一号の二に規定する保持株会社の保険が、主として当該保険持株会社の保険

次に掲げる基準とする。。)の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、いう。)(以下この項において「保険持株会社に係る集団」という

(略)

| 規則第二百十条の七第二項第二十三号に掲げる業務を営む会社

は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。

次に掲げる基準とする。。)の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、いう。)(以下この項において「保険持株会社に係る集団」という

(略)